

平成26年度事務事業評価の外部評価の実施について

1 外部評価とは

東久留米市の行政活動に対する評価に関する規則第5条第3項では「事務事業評価は、当該事務事業担当者の評価を基本とし、その課題解決を図る施策への貢献度等を勘案し、所管課長が行うものとする。」とされている。平成26年度事務事業評価においては、上記に加え、市民等の第三者からの視点による評価を通じ客観性を高めるため、学識経験者、公募市民等の委員により、平成26年度事務事業評価表（平成25年度振り返り）に掲げられた事務事業の評価結果から抽出した事務事業に対し、より詳細な、外部評価を実施した。

2 外部評価の流れ

委員が、平成26年度事務事業評価表（平成25年度振り返り）に掲げられた事務事業の中から、詳細に評価する事務事業を選定する

↓

詳細評価する事業に関して、所管課にて外部評価用説明シート（以下「説明シート」という。）を作成する

↓

委員が、説明シート及び事務局（企画経営室行政管理課）の補足説明に基づき、当該事務事業を評価し、事務局がその要旨を説明シートの「外部評価結果」欄に記入する。

↓

事務局が評価結果を所管課に提示し、所管課が説明シートの「担当課の所見」欄に評価結果に対する所見を付記する

↓

この結果を事務局が行財政改革推進本部に報告し、同本部において説明シートの「課題及び今後の対応」の考え方を示す

3 外部評価委員

選出された委員については、別紙1「外部評価委員名簿」参照

4 外部評価の運営方法、結果

(1) 評価の視点

東久留米市第4次行財政改革基本方針に示す「行財政改革の基本方針」に沿って評価する

(2) 事業選定

詳細評価に当たり、事務局より、対象は全事務事業とするが、その中から事業形態、事業費等を条件に以下のとおり範囲を絞って資料を提示し、委員はこれに基づいて事業の選定を行った。

- ・市の自主的事業（市の政策判断により実施する事業）
- ・財源を市が全額負担している事業
- ・事業費が100万円以上の事業（平成24年度決算ベース）
- ・義務的、努力義務的事業で義務範囲以上に市が独自に予算を上乗せしている事業及び市がサービ

ス対象を拡大している事業

(3) 外部評価の経過、状況

① 評価経過

- ・平成26年5月27日 検討会議終了後に第1回会議を開催する
- ・平成26年7月1日 同検討会議後に外部評価を実施する
- ・平成26年8月1日 同検討会議後に外部評価を実施、その結果を示す

(4) 詳細評価の結果

「平成26年度事務事業評価外部評価用説明シート」参照。

なお、詳細評価とは別に、詳細評価対象事務事業選定過程において事務事業評価表の記載事項のみにより委員が評価した結果は、事務事業評価表（平成26年10月以降）に反映し、公表している。